

令和 7 年 9 月 16 日
独立行政法人環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

救済給付費（葬祭料）の支払遅延について

石綿健康被害救済部給付課における救済給付費（葬祭料）の支払遅延について、以下のとおり事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

1. 事案の概要

令和 6 年 10 月 18 日に受け付けた葬祭料請求書について、請求者が葬祭をする者であることを証明する書類が不足していたことから、同年同月 31 日付で照会文書を送付し、同年 11 月 11 日付で請求者から不足書類の提出があったものの、令和 7 年 8 月 15 日まで葬祭料の支給が遅延したものの。

2. 事実経過

- (1) 令和 6 年 10 月 18 日 請求者から「葬祭料請求書」及び「振込金受取書」を受領。
- (2) 同年 10 月 31 日 請求者へ請求者が葬祭をする者であることを証明する書類として、「葬儀費用に関する請求書または明細書（葬儀代と分かる書類）」の提出を依頼。
- (3) 同年 11 月 11 日 請求者から葬儀会社が発行する「葬儀の請求書（明細）」を受領。（その後、照会が継続されたままの状態では保管されていた。）
- (4) 令和 7 年 7 月 28 日 照会中の案件の棚卸しを行っていたところ、当該請求書を発見。（証明書類の提出があったにもかかわらず、照会中の案件と整理されていた。）
- (5) 改めて提出された証明書類を確認したところ、請求者が被認定者の葬祭をする者として確認ができたことから、同年 8 月 7 日に請求者に架電し、支給が遅れたことを謝罪するとともに、今後の事務手続（支給決定通知と支払日）について説明。
- (6) 同年 8 月 15 日 葬祭料が請求者の口座に振込されたことを確認。

3. 再発防止策

- (1) 照会中の事案の棚卸しについて、複数人による確認とその記録、管理職への報告を義務付ける。
- (2) 石綿健康被害救済部において、本事案を取り上げて、申請・請求手続について同様のケースがないか、改めて点検を実施。